

令和4年度 第1回静岡県環境審議会温泉部会

1 日 時 令和4年7月15日（金） 午後1時30分から2時30分まで

2 場 所 県庁本館4階議会第1委員会室（静岡市葵区追手町9-6）

3 出席者

(1) 委 員 10人

伴委員（部会長）、木村委員、稲葉委員、定居委員、
佐藤委員、杉山委員、鈴木委員、益子委員、望月委員、
山本委員

(2) 事務局 9人

漆畑生活衛生局長、太田衛生課長、阿部衛生課技監、
井手生活衛生班長、白鳥専門主査、賀茂保健所担当者、
熱海保健所担当者、東部保健所担当者、富士保健所担当者

4 審議の結果

土地掘削許可申請について、事務局が第1号議案から第2号議案まで個別に説明し、異議なく個別承認された。

増掘許可申請について、事務局が第3号議案について個別に説明し、異議なく個別承認された。

動力装置許可申請について、事務局が第4号議案から第11号議案まで一括説明の後、異議なく一括承認された。

5 会議録

【事務局（課長）】 それでは、定刻になりましたので、ただいまから令和4年度の第1回静岡県環境審議会温泉部会を開催させていただきます。

私、事務局衛生課長の太田です。よろしくお願いたします。これより着座で進めさせていただきます。

まず初めに、本日の会議の出席状況につきまして御報告をいたします。本日は、10名の委員のうち、ウェブ参加の稲葉委員及び益子委員を含めまして、10名の委員の皆様に御出席をいただいております。審議会条例第6条第2項の規定により、本温泉部会が成立しておりますことを御報告いたします。

ここで、四本康久委員の退任に伴い、新たに温泉部会委員になられました方を御紹介いたします。県議会危機管理くらし環境委員会委員長の伴卓様です。

【伴委員】 よろしく申し上げます。

【事務局(課長)】 温泉部会運営規程第4条の規程により、部会長が議長となりますが、現在、前部会長の退任により空席でございますので、審議会条例第5条第3項の「部会に部課長を置き、部会に属する委員の互選によってこれを定める。」の規定に基づきまして、部会長の選任を行うことといたします。

会議の簡素化のため、事務局から部会長の選任事務を進行させていただきます。それでは、御推薦をお願いいたします。

申し上げます。

【鈴木委員】 今、紹介されました伴先生にお願いしたらいかがでしょうか。

【事務局(課長)】 ありがとうございます。ただいま伴委員を部会長にとの御推薦がありました。皆様いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【事務局(課長)】 ありがとうございます。それでは、伴委員に部会長をお願いいたします。

温泉部会運営規程第4条第1項により、部会長が議長を務めることになっておりますので、伴部会長は議長席に御着席をお願いします。

【伴部会長】 よろしく申し上げます。

【事務局(課長)】 それでは、ただいま選任されました伴部会長から御挨拶をお願いいたします。

【伴部会長】 <挨拶>

【事務局(課長)】 伴委員、ありがとうございます。

以降の議事進行につきましては、議長にお願いしたいと思います。

なお、静岡県環境審議会温泉部会運営規程第4条にあるとおり、温泉法第32条の規定に基づき、静岡県知事から静岡県環境審議会会長へ諮問された事項について審議を行います。

す本会議は、非公開となっております。

運営規程第6条に基づき作成しました議事録については、揚湯量、温度などを除き公開をしますので、御承知おきください。

それでは、伴議長よろしくお願いいいたします。

【伴部会長】 よろしくお願いいいたします。それでは、これより審議に入ります。

本日の審議案件は、知事から意見を求められております第1号議案から第2号議案の温泉法に基づく掘削許可申請が2件、第3号議案の増掘申請が1件、第4号から第11号議案の動力装置許可申請が8件の合計11件となります。

審議は、お手元に配付しました議案書の順に進めてまいります。それでは、まず、第1号議案の掘削許可申請です。

事務局から説明をお願いいたします。

【事務局（専門主査）】 第1号議案の掘削について御説明します。議案書の4ページをお開きください。

申請者は、熱海市伊豆山の伊豆山走湯温泉組合です。掘削場所は、熱海市伊豆山で保護地域です。

具体的な位置については、議案書の6ページから7ページを御覧ください。JR熱海駅から北東へ約950メートルのところでは。

議案書の4ページを御覧ください。掘削地は組合員の1人の単独所有です。

申請の目的ですが、ケーシング管が老朽化しているところ、昨年7月の土石流により井戸内に土砂が大量流入して埋没したため、現孔から1.33メートル離れた地点に替え掘りを行い、組合員施設の浴用として供給するものです。

掘削の内容ですが、議案書9ページの孔柱図を御覧ください。掘削深度は600メートル、最終口径は75ミリとなります。

議案書の4ページを御覧ください。掘削地付近の状況ですが、「付近の状況」の欄のとおり200メートル以内に利用源泉が2本あり、源泉管理者の同意が取れております。

熱海市からの意見につきましては、熱海市景観条例に関係する場合は手続が必要であること、また、埋蔵文化財包蔵地「伊豆権現関連遺跡群」の範囲内であるため、事前に手続が必要とのことであり、その旨を保健所から事業者に伝達しております。地元の伊豆山温泉組合から異議ない旨の意見書が提出されております。

可燃性天然ガスの安全対策についてですが、施行規則第1条の2各号に掲げる基準に適

合することを事務局にて確認しております。

事務局としましては、議案書3ページの条件を付して、申請どおり許可して支障ないものと考えます。

なお、掘削地地点の近くで復興に係わる河川改修計画がありますが、詳細等はまだ決まっていないと聞いております。現段階では、河川改修計画が掘削工事場所に影響する可能性は低いとのことですが、万が一、掘削工事着手前に河川改修計画が判明し現在の掘削地点では大きな支障があると判明した場合は、復旧に向けた取組でもあることから、掘削位置の変更につきましては、合理的な範囲内であれば事務局と議長に対応を一任させていただきたく存じます。

以上で説明を終わりますが、御審議のほどよろしく願いいたします。

【伴部会長】 ありがとうございます。ただいま事務局からの議案の説明がありましたが、委員の皆様のお意見をお願いいたします。ウェブ参加の稲葉委員及び益子委員におかれましては、挙手ボタンを押していただければと思います。指名後、御発言の際にはマイクをオンにして御発言をお願いいたします。

それでは、御意見のあります方、お願いいたします。

よろしいですかね。

それでは、特に御意見もないようですので、採決に移らせていただきたいと思います、よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

【事務局（専門主査）】 すみません、ちょっと益子先生のほうが音声途切れがちだということで、ちょっとお待ちいただいてもよろしいでしょうか。

益子先生、聞こえますか。

【益子委員】 益子です。聞こえますか。

【事務局（専門主査）】 聞こえております。今……。

【益子委員】 結構音声途切れてしまいまして、実を言うとほとんど聞き取れない状況でございます。取りあえず進めてください。いただいた資料もございますので、それをもってある程度判断していきたいと思っておりますので、よろしく願いします。

【事務局（専門主査）】 分かりました。

先生のほうから進めてくださいということだったので、議長のほうすみません、採決をお願いいたします。

【伴部会長】 ありがとうございます。それでは、第1号議案についてですが、申請どおり許可することが適当であるということで意見を取りまとめるということで皆様よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【伴部会長】 ありがとうございます。では、異議もございませんので、そのように決定いたします。

続いて、第2号議案について事務局からの説明を求めます。お願いします。

【事務局（専門主査）】 議案書の10ページをお開きください。

申請者は、富士市伝法の特定非営利活動法人メディスンヒル広見の郷です。なお、本案件については、令和元年12月4日に温泉スタンドを目的として掘削許可を得ておりますが、温泉掘削以外の諸手続などに時間がかかり、温泉法第5条による許可の有効期間の経過により掘削許可の失効に伴い再申請したもので、目的以外は前回の申請内容と同じものになります。掘削場所は、富士市大淵で一般地域です。

具体的な位置については、議案書の11ページから12ページを御覧ください。新東名高速道路新富士インターチェンジから北東へ約4.5キロメートルのところです。

議案書の10ページにお戻りください。掘削地は、借地であり、土地所有者からは使用の承諾書を取得しております。

関係法令の制限については、富士市から都市計画法に関して市街化調整区域内のため開発行為及び建築物の建設に許可が必要であること、森林法に関して伐採等を含む開発行為は許可または協議が必要であることを確認しております。なお、森林法については、令和3年7月21日付で手続が完了していることを確認しております。

申請の目的ですが、今回は、新規掘削を行い、申請者が計画している健康増進施設へ供給するものです。

掘削の内容ですが、議案書14ページの孔柱図を御覧ください。掘削深度は1,500メートル、最終口径は100Aとなります。

議案書の10ページにお戻りください。掘削地付近の状況ですが、「付近の状況」の欄のとおり200メートル以内に利用源泉はありません。

富士市からの意見につきましては、市の土地利用事業の適正化に関する指導として土地利用事業は事前に市の承認等が必要であること、市水道事業の水源地モニタリングのため掘削予定地の予定表の提供依頼、温泉ではなく地下水として採取または利用する場合は県

地下水採取に関する協議等の依頼があり、その旨を保健所からも事業者に伝達しております。

可燃性天然ガスの安全対策についてですが、施行規則第1条の2各号に掲げる基準に適合することを事務局にて確認しております。

事務局としましては、議案書3ページの条件を付して、申請どおり許可して支障ないものと考えます。

以上で説明を終わりますが、御審議のほどよろしくお願ひします。

【伴部会長】 ありがとうございます。ただいま事務局から議案2についての説明がありました。委員の皆様の御意見をお願いいたします。ウェブ参加の両名におかれましては、挙手ボタンにて御意見をお願いいたします。

会場の皆様は大丈夫そうですね。よろしいですか。

それでは、御意見も特にないようですので、採決に移らせていただきます。御異議のある場合は、挙手、または挙手ボタンにてお知らせをください。

第2号議案につきましては、申請どおり許可することが適当である旨、意見を取りまとめるということでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【伴部会長】 異議なしと認めます。それでは、異議もありませんので、そのように決定をいたします。ありがとうございます。

続きまして、増掘許可申請の審議に移ります。第3号議案でございます。本案件は、関連案件である動力装置の申請の第4号議案と併せて御審議をいただきます。

事務局からの説明を求めます。

【事務局（専門主査）】 議案書の15ページをお開きください。

申請者は、両事案とも熱海市銀座町の株式会社釜鶴です。申請場所は、熱海市銀座町で保護地域です。

具体的な位置については、議案書の18ページから19ページを御覧ください。JR熱海駅から南南西へ約780メートルのところです。

議案書の15ページにお戻りください。本案件は参考事項の記事にございますように、申請者が当源泉の持分を取得する以前に、増掘許可を受けずに深度を深くする増掘が行われておりました。その後、昭和50年代から休止泉となっておりましたが、今回、現在の所有者である申請者がこの源泉を活用するに当たり、改めて法に基づく増掘申請を行い、

動力装置を設置するものであります。

申請内容ですが、増掘については21ページ、孔柱図のとおり、深度146メートルで、最終口径は裸孔の75ミリメートルでございます。

動力装置につきましては、22ページの申請内容に書いてありますとおり、3.7キロワットのエアリフトポンプのエア管を108メートルの深さに設置し、揚湯試験で安定した揚湯が確認できた範囲内の毎分●●リットルを揚湯するというものです。

利用の目的ですが、申請者が新設予定の足湯施設に供給するものです。

議案書15ページから17ページを御覧ください。申請地付近の状況ですが、「付近の状況」の欄のとおり200メートル以内に利用源泉が13本あり、温泉管理者の同意が取れております。地元の熱海組合から異議ない旨の意見書が提出されております。

事務局といたしましては、申請どおり許可して支障ないものと考えます。

以上で説明を終わりますが、御審議のほどよろしく申し上げます。

【伴部会長】 ありがとうございます。ただいま事務局から議案の説明がございました。委員の皆様は御意見をお願いいたします。ウェブ参加のお二人につきましては、御意見がある際は挙手ボタンにてお願いいたします。

【定居委員】 お尋ねなんですけど、当初は68.5メートルだったわけですよね。それを許可がなくて、許可を受けなくて140メートルかな、146メートルにしてあったと。それで、今度正式に146メートルに申請し直すという意味でよろしいんでしょうか。

【事務局（専門主査）】 はい。そのとおりです。

【定居委員】 そうすると、当初は六十何メートルで温泉が出ていたんですけれども、出なくなったから下げたという意味に取ってよろしいんでしょうかね。

【事務局（専門主査）】 当時のことはちょっと把握はしていないんですが、その可能性もあるのかとは思います。

【定居委員】 それで、近隣が異議がないということですね。

【事務局（専門主査）】 はい。近隣からも同意書が取れておりますので、異議は出ておりません。

【定居委員】 分かりました。じゃあ、以上です。すみません。

【伴部会長】 ありがとうございます。その他、御意見のあります方、いらっしゃいましたら挙手、または挙手ボタンにてお願いいたします。

【佐藤委員】 ちょっと熱海の件なんですけれども、補足させていただきます。これは

ちょっとやっぱり今の定居さんが言ったとおり、ちょっと問題があったんですが、全然本人たちも知らない間に、何か掘り下げてしまっていたというところで、それがちょっとあれだったんですけれども、これでしっかりやっていただけるということで、熱海としては取りあえずいいんじゃないかということになりました。補足させていただきました。

【伴部会長】 ありがとうございます。そのほか、委員の皆様から御意見ございましたら、挙手にてお願いいたします。よろしいですか。

それでは、御意見等も出尽くしたようですので、採決に移らせていただきます。御異議のある場合は、挙手または挙手ボタンにてお知らせください。

それでは、第3号議案及び第4号議案につきましては、申請のとおり許可することが適当である旨、意見を取りまとめるということによろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【伴部会長】 異議なしと認めます。それでは、そのように決定をいたします。

続いて、動力装置許可申請の審議に移ります。

動力装置許可申請については、第4号議案については第3号議案と併せて御審議をいただきましたので、第5号議案から第11号議案までの7件について一括して審議をいたします。

それでは、事務局の説明を求めます。

【事務局（専門主査）】 第5号議案について議案書の28ページをお開きください。

申請者は、下田市河内の東海ヤジマ株式会社です。申請場所は、賀茂郡東伊豆町白田で保護地域です。

具体的な位置については、議案書の29ページから30ページを御覧ください。伊豆急行線片瀬白田駅から西北西へ約1.3キロメートルのところです。

議案書の28ページにお戻りください。申請理由ですが、未利用源泉に動力を設置するものです。利用の目的ですが、申請者が経営する旅館施設の浴用として供給するものです。

申請内容ですが、議案書28ページを御覧ください。5.5キロワットのエアリフトポンプのエア管を265メートルの深さに設置し、揚湯試験で安定した揚湯が確認できた範囲内の毎分●●リットルを揚湯するというものです。申請地付近の状況ですが、「付近の状況」の欄のとおり200メートル以内に利用源泉はありません。地元の熱川温泉組合から異議ない旨の意見書が提出されております。

事務局といたしましては、申請どおり許可して支障ないものと考えます。

続いて、第6号議案です。議案書の32ページを御覧ください。申請者は、熱海市の晴光荘温泉組合理事長●●●●です。申請場所は、熱海市林ガ丘町で保護地域です。

具体的な位置については、議案書の35ページから36ページを御覧ください。JR熱海駅から西へ約410メートルのところでは、

議案書の32ページにお戻りください。申請理由ですが、掘削後の源泉に動力を設置するものです。利用の目的ですが、組合員施設の浴用として温泉を供給するものです。

申請内容ですが、議案書32ページを御覧ください。11キロワットのエアリフトポンプのエア管を300メートルの深さに設置し、揚湯試験で安定した揚湯が確認できた範囲内の毎分●●リットルを揚湯するというものです。

議案書32ページから34ページを御覧ください。申請地付近ですが、「付近の状況」の欄のとおり200メートル以内に利用源泉が8本あり、源泉管理者の同意が取得しております。地元の熱海温泉組合から異議ない旨の意見書が提出されております。

事務局といたしましては、申請どおり許可して支障ないものと考えます。

続いて、第7号議案です。議案書の38ページを御覧ください。申請者は、神奈川県藤沢市の株式会社タカショーです。申請場所は、熱海市網代で準保護地域です。

具体的な位置については、議案書の39ページから40ページを御覧ください。JR網代駅から東へ約1.3キロメートルのところでは、

議案書の38ページにお戻りください。申請理由ですが、掘削後の源泉に動力を設置するものです。利用の目的ですが、新設予定の宿泊施設の浴用として温泉を供給するものです。

申請内容ですが、議案書38ページを御覧ください。15キロワットの水中ポンプを地表下534メートルの深さに設置し、揚湯試験で安定した揚湯が確認できた範囲内の毎分●●リットルを揚湯するというものです。

申請地付近の状況ですが、「付近の状況」の欄のとおり200メートル以内に利用源泉はありません。地元の熱海温泉組合から異議ない旨の意見書が提出されております。

事務局といたしましては、申請どおり許可して支障ないものと考えます。

続いて、第8号議案です。議案書の42ページを御覧ください。申請者は、東京都武蔵野市の株式会社NSグループです。申請場所は、伊東市湯田町で保護地域です。

具体的な位置については、議案書の45ページから46ページを御覧ください。伊東市役所から西南西へ約660メートルのところでは、

議案書の42ページにお戻りください。申請理由ですが、休止泉に動力装置を設置するものです。利用の目的ですが、申請者が経営する宿泊施設の浴用として、温泉を供給するものです。

申請内容ですが、議案書の42ページを御覧ください。0.75キロワットの水中ポンプを地表下40メートルの深さに設置し、揚湯試験で安定した揚湯が確認できた範囲内の毎分●●リットルを揚湯するというものです。

議案書42ページから44ページを御覧ください。申請地付近の状況ですが、「付近の状況」の欄のとおり200メートル以内に利用源泉が16本あり、源泉管理者の同意が取れております。地元の一般社団法人伊東温泉協会から異議ない旨の意見書が提出されております。

事務局といたしましては、申請どおり許可して支障ないものと考えます。

続いて、第9号議案です。議案書の48ページを御覧ください。申請者は、第8号議案と同じく東京都武蔵野市の株式会社NSグループです。申請場所は、伊東市湯田町で保護地域です。

具体的な位置については、議案書の51ページから52ページを御覧ください。伊東市役所から西南西へ約660メートルのところ です。

議案書の48ページにお戻りください。申請理由ですが、休止泉に動力装置を設置するものです。利用の目的ですが、申請者が経営する第8号議案と同一の宿泊施設の浴用として温泉を供給するものです。

申請内容ですが、議案書48ページを御覧ください。1.5キロワットのタービンポンプを設置し、毎分●●リットルを揚湯するというものです。

議案書48ページから50ページを御覧ください。申請地付近の状況ですが、「付近の状況」の欄のとおり200メートル以内に利用源泉が18本あり、源泉管理者の同意が取れております。地元の一般社団法人伊東温泉協会から異議ない旨の意見書が提出されております。

事務局といたしましては、申請どおり許可して支障ないものと考えます。

続いて、第10号議案です。議案書の54ページを御覧ください。申請者は、静岡県伊豆の国市長岡の伊豆長岡温泉事業協同組合です。申請場所は、伊豆の国市長岡で保護地域です。

具体的な位置については、議案書の56ページから57ページを御覧ください。伊豆の

国市役所伊豆長岡庁舎から北北東へ約450メートルのところでは、

議案書の54ページにお戻りください。申請理由ですが、既存源泉の動力をエアリフトポンプから水中ポンプへ変更するものです。利用の目的ですが、温泉集中管理により近隣温泉を調整し、地域の旅館等へ温泉を安定供給するものです。

申請内容ですが、議案書54ページを御覧ください。3.7キロワットの水中ポンプを地表下200メートルの深さに設置し、この地区で安定した揚湯が確認できている範囲内の毎分●●リットルを揚湯するというものです。

議案書54ページから55ページを御覧ください。申請地付近の状況ですが、「付近の状況」の欄のとおり200メートル以内に源泉が5本あり、源泉管理者の同意が取れております。地元の静岡県温泉協会伊豆の国支部から異議ない旨の意見書が提出されております。

事務局といたしましては、申請どおり許可して支障ないものと考えます。

続いて、第11号議案です。議案書の59ページを御覧ください。申請者は、静岡県沼津市の株式会社三津浜観光開発です。申請場所は、沼津市内浦三津で一般地域です。

具体的な位置については、議案書の60ページから61ページを御覧ください。伊豆の国市役所伊豆長岡庁舎から西南西へ約2.9キロメートルのところでは、

議案書の59ページにお戻りください。申請理由ですが、増掘後の源泉に動力を設置するものです。利用の目的ですが、申請者が経営する旅館の浴用として供給するものです。

申請内容ですが、議案書59ページを御覧ください。11キロワットの水中ポンプを地表下553.2メートルの深さに設置し、揚湯試験で安定した揚湯が確認できた範囲内の毎分●●リットルを揚湯するというものです。申請地付近の状況ですが、「付近の状況」の欄のとおり200メートル以内に源泉はありません。

事務局といたしましては、申請どおり許可して支障ないものと考えます。

以上で説明を終わりますが、御審議のほどよろしく願いいたします。

【伴部会長】 ありがとうございます。ただいま事務局からの議案の説明がありましたが、委員の皆様の御意見をお願いいたします。ウェブ参加のお二人におかれましては、挙手ボタンにてお願いいたします。それでは、御意見がございましたから、お願いいたします。

益子先生、挙がっておりますので、お願いいたします。益子委員、はい。

【益子委員】 益子でございます。よろしく願いいたします。7号と8号、9号、それと11号に関連しまして質問と確認をさせていただきます。

まず7号ですけれども、基本的には許可相当というふうには思います。ただし、動水位

が静水位に対しまして200メートルぐらい水位低下を起こさせておりますので、継続性に非常に不安があると。揚湯を継続できるかどうかといったところに非常に不安がありますので、十分なモニタリングをして水位の安定化を図るような形で揚湯量を調整していただきたいというのが、これ一つでございます。

それから、8号と9号については、まず質問なんですけど、ほぼ同じ敷地、地番は違いますが、多分隣接地だと思います。源泉がそれぞれあって、共に休止泉であったということですね。これに動力装置を設置したいということだろうと思いますけれども、これは、要はもともと休眠地といいたしめようか、空き地状態になっていたのを、このNSグループというところが買い取って、新たに温泉旅館等の営業をするという理解でよろしいでしょうか。

【事務局（専門主査）】　こちらについては、以前の経営者でも旅館を経営しておりました、それを今度このNSグループが購入しまして、NSグループによって新たな旅館のために温泉を供給するために休止泉の復活になったと聞いております。

【益子委員】　基本的には、ですからもともとの旅館さんが使っていたけれども、廃業なされたか何かでしばらく休止していた状態ということですよ。それを別の所有者といいたしめようか、NSグループが買い取って新たな施設で使っていきたいということだと思いますけれども、それはそれですごく有効利用ということではいいとは思いますが、非常に近接した場所で、もともと休止状態が長く続いていた中で、2つの源泉を同時に復活するという形になりますと、近隣の方々は特に意見がないというふうな話をされておりますけれども、もともとは影響関係というのはあったにしても、なかったにしても、黙認といいたしめようか、問題のない状態であったと思うんですが、休止からまた新たに復活することで新たな問題になるかもしれませんので、その点はやっぱり御留意なされたほうがいいのかなというふうに思います。

それと、非常に近いところですので、8号のほうがこれは水中ポンプではなくて普通のタービンですね、ごめんなさい、水中ポンプでくむと。それから、9号のほうがいわゆる地上置きポンプでくむということで、水位の状態が随分違うんですね。温度も若干違うんですが、この2つの影響関係とか、そういったところについても何か調査等をなさっているんでしょうかね。要は、長いこと休止している2つの源泉を復活させるということで、周りへの影響もさることながら、2つの源泉の干渉度合いというものも当然出てくると思いますので、使い方としては、お互いの干渉を考慮した上で御利用なされたほうが

いいのかということで、これは提言ということで申し上げたいんですけども、その点、事務局のほうはどうでしょうか。

【事務局(専門主査)】 先生のお話を保健所を通じて営業者には伝えたいと思いますが、一応、基本的には8号議案については平成28年度の2月から休止泉となっており、9号議案の109号泉につきましては、平成30年2月から休止泉ということで、それほど時間はたっていない状態でのものなので、恐らく影響は少ないかと思えます……。

【益子委員】 分かりました。じゃあ、大きな問題はないかもしれませんね。あれですか、すみません、また食い下がるような話になりますけれども、8号と9号というのは、もともとは別々の利用者だったんですか、それともやっぱり同じだったんですか。

【事務局(専門主査)】 当時から同様の営業者になります。

【益子委員】 分かりました。じゃあ、大きな問題はないというふうに判断しますので、私も許可相当でいいかなというふうに思いました。

あと僕、問題はやっぱり11号なんですね。まず水位がものすごく下がるということに加えて、先ほど事務局の方からもお話がありましたけれども、揚湯量が●●リットル毎分、毎分●●なんですよね。

まず、その辺のところ、御回答の前にちょっと伺っておきたいんですけども、これの温度だとか泉質はどんなものでしょう。

【事務局(専門主査)】 温度については、●●度になります。泉質については、ナトリウム硫酸塩温泉という結果が出ております。

【益子委員】 濃度はどのくらいありますか？ 全体濃度、溶存物質の合計で結構です。

【事務局(専門主査)】 ガス成分を除くもので、1キログラム当たり4.214グラムとなっております。

【益子委員】 分かりました。せっかくお金をかけて、これ確か増掘もしていらっしゃるようでございますし、何とか使っていただければそれはそれでありがたいなというふうには思うんですが、いかにせん量が少な過ぎますよね。

少ないながらも動力申請が出ておりますので、特に不許可になるような案件、要件といったものは多分見つからないと思いますので、許可せざるを得ないのかもしれませんが、少なくとも利用に関してはかなり要注意が必要かなと思いますので、この点、事務局の御判断はいかがでしょうか。

【事務局(専門主査)】 基本的には、先生がおっしゃるとおり揚湯量が少ないものです

から、24時間常時稼働させるのではなく、ケーシング内の水位回復分を揚湯し、貯湯タンクにためて使用するというふうになっております。

また、足りない分については、現在もタンクローリーにて別の温泉を運んで使用している状況ですので、そちらのほうも併用して使っていくというふうに保健所のほうから申請者へ聞き取りを行っております。

【益子委員】 分かりました。じゃあ、ほかの温泉の、いわゆる運び湯も当てにしているというのでしょうかね。

それから、多分●●リットル毎分という少量を、それだけを継続してくむというのは、多分、ポンプとしては無理じゃないかなと思っていますけれども、これは実際どんなふう

に揚湯しておりました？ 確認しておりますでしょうか。

【事務局（専門主査）】 基本的には、常に24時間、1分当たり●●リットルというよりも、24時間で計算をして、その量までしかくみ上げないということで、1分当たりで計算すると結果的に●●リットル毎分になったというところになります。

【益子委員】 分かりました。ちょっとそういう計算の仕方はすごく分かりにくいので、例えば日量何トンだとか、そういった形、これは特に揚湯量が少ないだけに、そういうふう

に考えていただいたほうが私も含めて委員の方の理解を得やすいかなというふうに思います。また、温泉を継続的な利用できるように監視しながら、適切な利用を心がけてくださいということ

は念押ししていただきたいなというふうに思います。

以上でございます。

【事務局（専門主査）】 保健所を通じてその旨、申請者に伝えるようにいたします。

【伴部会長】 ありがとうございます。そのほか御意見ございましたら挙手にてお願いいたします。

【伴部会長】 それでは、御意見も出尽くしたようですので、採決に移らせていただきたいと思います。御異議のある場合は、挙手または挙手ボタンにてお願いいたします。

事務局から説明のございました第5号議案から第11号議案につきましては、申請どおり許可することが適当であるということで意見を取りまとめることよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

【伴部会長】 ありがとうございます。御異議ありませんので、そのように決定いたします。

それでは、以上をもちまして諮問事項の審議は全て終了いたしました。皆様の御協力あ

りがとうございました。県におきましては、本日、各委員から出された御意見を今後の温泉行政に反映していただくようお願いを申し上げます。

これからの進行につきましては、事務局にお返しをいたします。ありがとうございました。

【事務局（課長）】 次にその他といたしまして、木村委員より静岡県内の温泉メタンの活用についてということで、情報提供をいただきます。木村委員、お願いいたします。

【木村委員】 どうも木村です。よろしく申し上げます。温泉メタンの利用についてということで5分から10分ぐらいちょっとだけ時間をいただきまして情報提供という形でお話をさせていただきます。

温泉メタンについてですが、まず、県内の中西部の温泉では、非常に多く見られるものであります。

先ほどから議題になっていた県東部の、例えば伊豆半島周辺、熱海ですとか、伊豆それから修善寺、伊東、長岡、こういうところの温泉は、組合長さんの前で言うのは、それこそまさに釈迦に説法ですけれども、火山性の温泉ということで、ガスが出てもやっぱり硫化水素ですとか亜硫酸ガスという、医療系のガスが非常に多いというふうに認識しています。

それとは対照的に、静岡県中西部の、例えば富士川以西になりますと、堆積層を掘削してる温泉が非常に多く、そういうところを見てみると、非火山性の温泉というふうに私達は呼んでるんですけども、温泉と一緒に付随ガスが出てきます。

その付随ガスが非常に高濃度でメタンが含まれているという事例が見られます。

今回は、その温泉メタンの利用ということで、ちょっと説明をさせていただきますけども、資料7をご覧ください。

この資料は、月間のエネルギーフォーラムという雑誌がありまして、昨年2月に載ったものになります。温泉メタンの利用で、一つ目の例が静岡県島田市の川根温泉になります。

もともと川根温泉というのは、川根町が旧川根町が、掘削した温泉で、今は合併しまして島田市の持ち物ということになっています。

井戸が1148mありまして、1994年、平成6年に構築された井戸です。

今から28年前に作られた井戸で、自噴によって、温泉とそれからガスが出ているという、そういう温泉になります。

だいたい水温が●●度、源泉が出てまして、1本間に●●Lの温泉も出ております。それと一緒に1分間に●●Lの付随ガスが出てまして、その中にメタンがだいたい85から86%ぐらい入っております。

メタンの量だけで言いますと、1分間に●●Lから●●L入ってるという計算になります。

ガス水比としては0.95ということになっています。

今までそれを大気にずっと放散してました。施設の安全利用ということで、保健所の方も指導に入るんですけども、それをどんどん大気に放散するという形をとっています。

ただメタンというのは温室効果ガスでして、しかもCO₂のだいたい25%ぐらいの温室効果があって、非常に環境にとっては負荷が高いという、そういうガスになります。

そういうこともありまして島田市と一緒に、2017年にメタンガス発電施設というのを構築しました。

どれぐらいの規模かと言いますと、ここにも写真ちょっと載せているんですけども、25kWのこれヤンマー製の発電機ですが、これを4基つけました。最大100kWの発電と熱生産を同時にするというコージェネレーションをつけたということになります。

2017年から5年経ってるんですけども、非常に順調に動いてまして、電気代としては、だいたいこの施設を作る前と比較して、年間720万円ぐらい削減効果が出ています。

それから重油代、今まで温泉をボイラーで温めてたんですけども、その重油代として年間だいたい500万円ぐらい削減効果が出てまして、二つ合わせると年間だいたい1200万円から1300万円ぐらい、施設のランニングコストの削減というのに繋がっています。

今現在そういう形で温泉メタンを大気に放散するのを何とかストップして、エネルギーとして利用しようということで進めているのがこの川根温泉になります。

1枚めくっていただいて、こちらは今年度進めている計画なんですけども、今度は、静岡県焼津市の温泉にあります。今まで焼津市にある温泉は焼津黒潮温泉というふうには呼ばれていたんですけども、去年、正式に焼津温泉というふうには呼ぶことになります。

この温泉は、焼津市役所とそれから東海ガスが、共同で開発してるような温泉になります。

今まで、高草1号という井戸がありまして、それが1500m掘ってる井戸になります。それが1984年、昭和59年に構築されまして、だいたい38年前に作られた井戸ということになります。

実は2018年、今から4年前にケーシングが錆びて、温泉とそれからガスが漏れるという
そういう事故があります。

今現在、何とか修理して、高草1号っていうのは工事修理がなんとかできて、温泉供給
に使っているんですけども、このままいくともう40年近く経ちますんで、もう1本井戸を
掘ろうということになりまして、昨年10月に焼津港1号という、この井戸が完成しま
す。その際は、ここの部会でも議論していただいて、許可を得たという、そういう井戸に
なります。こちらも深度が1500メートルあります。

で、高草1号からちょうど200メートル離れた位置に作った、そういう井戸になります。
温泉の規模ですが、一分間に●●L、先ほどの川根温泉とだいたい同じぐらいの温泉が出
てます。付随ガスが1分間に●●L、その中のメタンが98.5%になります。

メタンだけで言いますと、1分間に●●L出てまして、ガス水費が2.7という、そうい
う計算になっております。

今、東海ガスさんが進めているプロジェクトがありまして、静岡大学としても一緒にプ
ロジェクトをちょっと関係してるんですけども、この温泉ガスを都市ガスとして利用しよ
うと、そういう今プロジェクトを進めているところです。

具体的には、温泉ガスの中に入ってる水蒸気を脱水しまして、プロパン・ブタンを加え
てカロリー調整をして、あとは都市ガスなので、臭いをつけるっていうことで腐臭がしま
す。

それを、隣にガス管が流れてるんでそこにを入れる、という、そういうことを今進めており
ます。

だいたい都市ガスの量でいいますと1800世帯分のガスを、この井戸1本から取り出す、
そういうことになってます。

東海ガスさんは、焼津市全体の多くのところに都市ガスを供給してるんですけども、た
だその中のだいたい2%から3%ぐらいの量です。

量としてはそんなに多くないんですけども、少しでも、地域の資源を利用しようという
ことで今活動しているところです。ちなみに年間の売り上げが、これだけで6000万円から
8000万円ぐらいになるという、そういう計算になります。

それぐらいのエネルギーを今まで大気に全部捨てたとそういうことになります。

温泉メタンの利用は、まだ県内で2件しかないんですけども、実は全国的に見てもそれ
ほど多くありません。ほとんど利用されてなくて、やっぱり大気にほとんど捨てるという、

そういう状況になっています。

ただ、今現在、やっぱり地球温暖化防止ですとか、地域の未利用資源の利用とか、SDGsとも言いますが、そういうところでエネルギーを何とか使おうという動きがありますので、今後もこの温泉メタンというのを何とか利用できないかなっていうのを、今進めているところです。

ちなみに、国際的な話をしますと、COP21っていうのがありまして、そこで二酸化炭素の次はメタンが排出防止・放出防止対策の対象になる、というふうに言われています。

温泉メタンについては、まだほとんど知られてないので、黙っとけばいいかなというものもあるんですけども、実は、今科学技術がだいぶ進歩しまして、衛星を使った観測で、どこからメタンが出てるかっていうのは、もう宇宙からわかるようになってきてます。

例えば、ヨーロッパが人工衛星持ってて調査して、ロシアの天然ガスのパイプラインのどこからメタンが出てるかっていうのが、全部もうわかるよ、と。ある工場を宇宙から見ると、そこからたくさんメタンが出てるっていうのが、もうわかる状態になってまして。

多分、これをヨーロッパとかアメリカから衛星で観察される際に、じゃあ日本はなんでこんなメタンが出てるんだ、ということになった場合に、温泉じゃないか、と言われたときにどうするか、というそういう問題が今後、出てくるかもしれません。

私達やっぱり先ほどもちょっとお話ありましたけども、温泉保護とか活用というのが一つの観点になってきますので、そういうときに、この温泉メタンをどうするかという、これも今後考えていかないといけないことじゃないかな、というふうに考えています。

以上、別に今どうこうするという問題ではないんですけども、一応県内の温泉利用ということで情報提供させていただきました。

【事務局（課長）】 どうもありがとうございます。今のお話についてご質問等あれば。

【益子委員】 すいません。

【事務局（課長）】 益子先生お願いします。

【益子委員】 すいません。

温泉にメタンは結構含まれておりますので、木村先生おっしゃるようないろんなところで大気放散してるのが実態ですね。

なぜコージェネで使わないかっていうところになりますと、まずはガス水比がそれほど大きくなって、いわゆる使用に耐えない、というところも結構居るんだろうと思いますし、あと一番問題は、これは木村先生にお聞きしたかったところなんですけども、この鉱区の

関係もあって、確か温泉のこういったガスを使おうとすると鉱業保安法ですか、そういったところまで関係してきて、いろいろコストがかかってくる、というふうに僕は聞いていたんです。

そんなことでなかなか導入が進まないなというところだと思います。

ただ私の知る限り、いくつかのところでは使ってるはずですよ。

例えば東京平和島の、大江戸温泉物語のものはなくなったのかな、そこは確かガスを利用してますし、山形の方でも使っているところも見たことがございます。

あと最近の資料だと、確か山梨の西山の方でもガスを使ってるっていうニュースを見たことございますので、そこそこ使用されているのかなというふうに思います。ちょっと先生にお聞きしたいのが、この焼津の方は東海ガスがやってるんで、これはガスの取扱いに十分手馴れていると思うので問題ないと思います。

川根温泉については、どうなんでしょうか。いろいろ対応に苦労してるところがあるんじゃないかなと思ひまして、その辺いかがでしょうか。

【木村委員】 すいません。ご質問いただきましてありがとうございます。

先ほどおっしゃられた川根温泉についてなんですけども、川根温泉は今まで鉱区がなかったもので、鉱区を2017年に取りました。島田市が鉱区を持っています。

実は、鉱山法というのがあって、それが改正されて、鉱山改正、すいません、鉱業法です。すいません。改正鉱業法というふうになって、それが2012年になったんだと思うんです。

それ以外ですね、日本全国で鉱区を指定された例がなくて、改正鉱業法になってから、この川根温泉が初めて鉱区を取得した、という、そういう例になります。

管理のところですが、実は鉱山管理者っていうのが必要で、実は週に1回、鉱山管理者をしてきてるのが、この東海ガスです。

だから焼津から川根まで週1回見守りに行ってます。

そういうことをやってるとというのが一つ。

それから最近、私も環境省ですとか経産省の方に出向いて、この温泉メタンを何とか利用できませんか、というのをちょっと議論しているところなんですけど、考え方が二つあって、一つは、その温泉メタンを商業利用する場合は、鉱山法に則ると。ただ、その場で使って自分のその敷地内で完結する場合は、いらんんじゃないか、という二つの意見があって、まだ結論は出てません。

ただ、今、環境問題のこともありますので、何とか利用が促進できる方向で運用を考えてほしいというのは言ってますので、もしうまくいけば、もし温泉施設の中で全部使うのであれば、鉱業法は関係ないんじゃないかな、というのも、実は意見としてあります。

今そういうふうになんとか進めてほしいということ、ちょっとずつ議論していただいているところです。国もちょっとやっぱり問題視はしています。

温泉メタンをどうするんだらう、というのを問題視してまして、場合によってはこれ国際問題になりますので、そういうところを少しずつですけど議論を進めているところです。

よろしくお願いします。

【益子委員】 はい、すいません。追加でしゃべらせてください。

おっしゃる通りだと思いますけれども、ガスを使おうとするとガスの量も欲しくなりますので、それだけ自噴の場合はそれほどでもないかもしれませんが、ポンプでくみ上げるケースだと、より多くの温泉を汲み上げるっていう形になってくるんですね。それをもって、より多くの量のガスを使うという形になりかねませんので、一方で温泉資源の保全という観点からすると、これ逆行する話もなりかねません。

そういった意味ではよくわかるんですけども、温泉資源をどう保全しつつ、そのガスを利用するかといった観点でも、議論が必要かなというふうに思います。

そういった中でいくと、これまだはっきり温泉の中にはできてませんけれども、汲み上げた温泉を地下に戻す、これは確か関東ガス田なんかだと、いわゆるガス田の中でかん水に戻しているところがあると思いますので、そういった需要があればいいのかなと思いますけれども、そこも同様に考えていかなければいけないのかな、というふうに思っておりますので、その点よろしくお願いいたします。

【木村委員】 考え方としてはですね、ガスを取るために温泉をくみ上げるということではなくて、考え方としては、今現在、大気に捨ててるメタンを利用するという、それが第一だと思います。

ただそれ以上にメタンを取り出すっていうのはやっぱりちょっと本末転倒というのが一つ。

あと千葉の場合はですね、実は違う事情がありまして、あそこは水を引き抜くと、地盤沈下を起こすんですね。それだから水を戻すと。

特にあその場合は、ガスを利用はしてるんですけども、ガス以外に、水の中に含まれてるヨウ素の生産っていうのをやっているの、ヨウ素を取り出した水を戻すという、そ

ういう考え方です。

静岡県の場合はほとんど地盤沈下というのは聞かないので、やっぱり千葉とはちょっと状況が違うんじゃないかなというふうには考えております。

【益子委員】 すいません、議論尽きなくて。また後にしましょう、ありがとうございました。

【定居委員】 伊豆地域ではどうなんですか。そういうデータとしてメタンが出る場所があるんでしょうか。

【木村委員】 先ほどもちょっと申し上げたんですけども、伊豆の方は、やっぱり火山性の温泉ということで、ほとんどメタンは出ないという僕はそういう認識でおります。皆さんもそういう認識だと思う。

もし、何かここでメタン出てるという情報があったら逆に教えていただいて、私は行って、化学分析をちゃんとやりたいなと思ってますんで、情報がありましたらよろしく願いします。

【杉山委員】 杉山です。焼津の温泉のこの掘削許可を出すときに、確か益子先生だったと思うんですけども、ガス目当てで温泉を捨てるようなことがあったら困るぞ、というようなことをたしか発言されたと思うんですけども、今現在この焼津の温泉で、温泉の利用実績というのはどれぐらいあるんでしょうか。また、あと先ほど県の方で言われたんですけども、伊豆地域でないとは言われてももし、メタンが出た場合は、基本原則は大気放出が原則になるか、という質問2点です。

【木村委員】 はい。

ちょっと僕が答えていいのかわからんすけど、温泉利用については、もうほぼ100%温泉は利用してます。県内の、ここにもちょっと書いてあるんですけど、8ヶ所のホテルとか温泉施設がありまして、そこにパイプラインっていう形で、あの温泉を送ってます。

【杉山委員】 ほぼ100%利用してます？

【木村委員】 はい。

あとですね、これ基本的にこれ自噴で出ているので、ポンプを使ってこれ以上取れるっていうそういうことをやってるわけじゃないです。

自噴で出ますので上がってきた分だけを利用しているっていうそういうことです。

【杉山委員】 温泉もガスも？

【木村委員】 自噴です。

【事務局（専門主査）】 はい。

伊豆地域の方につきましては可燃性天然ガスが出ない地域というふうに、先ほど木村先生もおっしゃったように、私どももその認識でおりますが、仮に、もし温泉ガスが基準以上出た場合は、もちろん離隔距離とか、いろいろと対策が必要となってきました、ただほとんどは大気放出が原則となっております。

【杉山委員】 ありがとうございます。

【事務局（課長）】 以上よろしいでしょうか。

木村先生ありがとうございました。

それでは最後に、漆畑生活衛生局長よりご挨拶を申し上げます。

局長よろしく申し上げます。

【事務局（局長）】 <挨拶>

【事務局（課長）】 それでは、以上をもちまして、令和4年度第1回静岡県環境審議会温泉部会を閉会いたします。

本日はどうもありがとうございました。

Webで参加の稲葉委員、益子委員におかれましてもありがとうございました。

— 了 —